

区分	条項	御意見	回答
1	要綱 第2条	医療機関等の内訳に県看護協会とあるが、後方の県看護協会との違いは？	県看護協会で所属の無い災害支援ナースを雇用し、派遣することも想定されるため、医療機関等（支援ナースが所属し、その派遣の合意を得た病院、診療所、訪問看護事業所、助産所、公益社団法人宮崎県看護協会（以下「県看護協会」という。））及び看護師等学校養成所をいう。以下同じ）に災害支援ナース派遣施設の一つとしての記述しております。 後方の県看護協会は県が行う派遣調整の助言及び支援や派遣調整の委託先としての記述になります。
2	要綱 第4条(2)	災害支援ナースに対する「派遣可能」の意向確認は、県が行うのか又は各病院が行うのか御教示いただきたい。	災害支援ナース個人への意向確認は、各医療機関等で行って頂くこととなります。 有事の際、要綱の様式第2号（第3条第1項関係）「支援ナース派遣候補者リスト」作成時には、災害支援ナース個人への意向確認のうえ作成頂くようお願いします。
3	要綱 第7条の2	以前の災害支援ナースは県看護協会より一部資機材の貸出しができていたが、今後は各自が所属する施設で準備するというのでよいか	お見込みのとおり、資機材は所属する施設で準備していただく事になります。看護支援活動に要した費用負担については要綱第10条のとおり、県に請求することになります。
4	要綱 第9条	看護支援活動の実績報告は様式5号を管理者が提出するという理解でよいか。実際に活動した看護師は活動報告書（日報）等の記載は不要？	看護支援活動の実績報告（様式5号）についてはお見込みのとおりです。 実際に活動した看護師の活動報告書（日報）については、要綱第3条第4項のとおり、広域災害救急医療情報システム（EMIS）又は県が指定する方法により行います。 EMISについて国へ確認したところ、災害支援ナースの報告入力ができるように改修予定との事でしたので、入力項目に不足する部分があれば、宮崎県独自の活動報告書（日報）を作成していただくことを想定しております。
6	要綱 第14条	「支援ナースに関し必要な事項は別に定める」とあるが、どれを指すのか。さらに、支援ナースは〇年ごとの更新など要件が定められるのか。	「支援ナースに関し必要な事項は別に定める」の部分につきましては、宮崎県災害・感染症支援ナース派遣実施要綱や今後示される国の定める災害支援ナースの活動要領の事を指しています。 また、支援ナースの養成研修及び登録については、国の定める災害支援ナースの活動要領の中で示される事になります。
7	要領 第3条の4	報告はEMISとあるが、EMISに記録様式ができるのでしょうか。	EMISについて国へ確認したところ、災害支援ナースの報告入力ができるように改修予定との事でしたので、入力項目に不足する部分があれば、宮崎県独自の活動報告書（日報）を作成していただくことを想定しております。
8	要領 第4条	出発地について、例えば大規模災害時に広域支援となった場合、以前は日本看護協会に集合して…ということもあったのですが、この出発地というのは所属病院と考えて良いのでしょうか。	お見込みのとおり、出発地とは、原則として各所属医療機関等と考えておりますが、状況により、別に集合場所を設定し出発地とする事もあると考えております。
9	要領 別表第1	災害時の活動携行品は地震の場合と感染症の場合とはかなり違うのではないかと思います。この別表を参考に考えるということでしょうか？	お見込みのとおり、別表第1（第6条関係）「災害時の災害支援活動携行品」は、地震や風水害等のライフラインが整っていない状態の被災地への派遣の際に必要な携行品を参考として記述しています。 携行品は派遣される地域や災害の種類、規模によって変わるため、派遣の際に必要な携行品については、その都度情報共有していきます。 新興感染症等による派遣の際は、ライフラインの整っている病院や施設への派遣が想定されるため、携行品の記述はしておりません。 ただし、災害時と同様に、派遣の際に必要な携行品については、その都度情報共有していきます。
10	要綱 第4条	(2) 厚生労働省医政局が、、、(略)、派遣可能なもののリスト。→ひらがなではなく、「者」の表現が適切だと思います。	御指摘の部分については、「公用作成の考え方」（令和4年1月7日文化審議会作成）11ページ（3）より、「派遣可能な」という文言が、まだ特定されていない事柄のため「もの」という表記で整理しております。
11	要綱 第7条の2	支援ナースが原則として、、、移動手段や必要な資器材を「自ら確保」するがありますが、災害時に「自ら確保」は困難だと思います。原則としてという表現はありますが、この条文があると、支援ナースとして活動したり、今後、災害支援ナースになり災害地への派遣を躊躇する者が出てくると推測します。「自ら確保」ではなく、「所属組織及び県、看護協会等からの支援を受け確保する」への変更を希望いたします。	「自ら」は「協定締結病院等」を包含しており、支援ナース個人のみを指すものではないとしております。 また、費用負担については要綱第10条のとおり、派遣元施設から県への請求になり、派遣元施設での移動手段や資器材の準備を想定しております。 ただし、災害等の状況によっては移動手段等の確保が困難なことも想定されるため、「原則として」と表記し、発災時等の状況によって検討してまいります。
12	要綱 第12条の2	本条文の「主語」が「県」となっておりますが、主語は「医療機関等若しくは派遣元施設等」ではないでしょうか？または、「県」が主語であれば「所属する看護師に対し」→「協定締結病院等に所属する看護師に対し」あるいは「所属する看護師に対し」を削除する、ではいかがでしょうか。	御指摘のとおり、文章の主語が不明瞭で申し訳ございませんでした。 県が主語となるため「協定締結病院等に所属する看護師に対し」に訂正いたしました。別途送付します。
13	要領	「宮崎県災害・感染症支援ナース派遣実施要綱」の第6条の「2」に記載されている内容通りとすれば、資器材の「パルスオキシメーター」を各自（支援ナース個人）で準備することは不可能です。そもそも、個人で「パルスオキシメーター」を所有していませんし、高価なものです。再度検討が必要と考えます。	要綱第7条の活動を実施した場合に要した費用負担については要綱第10条のとおり、派遣元施設から県への請求になります。 パルスオキシメーターや血圧計、聴診器等の資器材や必要な携行品については派遣元施設での資器材の準備を想定しております。

区分	条項	御意見	回答
14	要領 様式第2号	様式第2号に、携帯番号とメールアドレス記入欄があるが、支援ナースとして登録してあるとのことで、不要ではないか。登録してある電話番号やアドレスとの照合まではできなかった。修了証番号で、看護協会のほうで一致すれば、様式第2号への記入は不要ではないか。	御指摘のとおり、EMISに支援ナースとして登録してあるため、EMIS上で携帯電話番号及びメールアドレスの確認が出来ますが、その情報の更新については、災害支援ナース個人が行うものになります。最新の携帯電話番号及びメールアドレスを把握するため様式第2号に記入していただいています。 EMISにおいて災害支援ナースに関する運用は、このたび開始されたばかりのため、当面の間は現行の様式第2号で御対応いただきます。状況をみて改正を検討いたします。
15	要領 様式第2～4号	ファイルのパスワードが緊急時には時間ロスにつながるのではないか。	様式第2号～4号に関して、支援ナースの連絡先等の個人情報が記載されていること、有事の際にメール送信先を間違える可能性が高いことが考えられるため、ファイルにパスワードを設定させていただきました。
16	EMIS	DMAT隊員については、EMIS上に隊員情報があるため拾いやすいが、災害支援ナースについてもEMIS上で確認できるのか知りたい。	EMISポータルサイトの操作動画・マニュアルにある、「2 医療機関向け」EMIS操作マニュアルSTEP31「災害支援ナース管理：一覧」に、自施設所属の災害支援ナース情報が閲覧可能と記載されております。 ※EMISについての操作方法等の詳細については、ポータルサイトの操作マニュアル及びお問い合わせをご利用ください。